

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム 審議経過報告書（案）

令和 2 年 ○ 月 ○ 日
著作物等のライセンス契約に係る制度
の在り方に関するワーキングチーム

1. 検討の経緯

平成 29 年度の法制・基本問題小委員会において、利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について、検討を行っていくべきとの意見が示されたことを踏まえ、同年度、文化庁委託事業として「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」¹（以下「調査研究」という。）が実施された。その調査研究の結果、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度及び独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度に関し、その導入について検討を行う必要性が示された。

この調査研究の結果を踏まえ、法制・基本問題小委員会としても利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について検討を行うことが適当であると判断し、法制・基本問題小委員会の下に著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置した上、当面の検討課題として、①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入及び②独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について検討することとされた。

検討課題のうち、①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入については、平成 30 年度にワーキングチームから、利用許諾に係る権利について、対抗要件を要することなく当然に対抗できることとする制度（当然対抗制度）を導入することが適当である旨の審議経過報告がなされ、その内容が平成 31 年 2 月 4 日に法制・基本問題小委員会報告書として、平成 31 年 2 月 13 日に文化審議会著作権分科会報告書として取りまとめられた。この取りまとめを受け、令和 2 年著作権法改正により同制度が導入された（著作権法（以下「法」という。）第 63 条の 2）。

また、令和元年度のワーキングチームでは、検討課題のうち検討未了となっていた独占的ライセンスの対抗制度の導入及び独占的ライセンシーへの差止請求権を付与する制度の導入について検討を進めた（各検討課題の概要は、「令和元年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について」（令和 2 年 1 月 24 日）の別紙 2 「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書」（令和 2 年 1 月 22 日）（以下「令和元年度審議経過報告書」という。）の「2. 検討課題の概要」記載のとおりである。）。

同年度のワーキングチームでは、まず前提として、検討で用いる用語・概念や

¹ 平成 29 年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）

検討対象場面を整理し、また、独占的ライセンスを広く活用する業界の関係者にヒアリングを行い、各制度導入についての具体的なニーズを確認した。さらに、次年度以降、想定される課題解決手段ごとに個別の検討事項について検討を進めていくこととされた（その他、同年度のワーキングチームの審議経過の詳細は、令和元年度審議経過報告書記載のとおりである。）。

以上の経緯を踏まえ、令和2年度は、令和2年7月29日の法制度小委員会において再度ワーキングチームを設置し、昨年度に引き続き、独占的ライセンスの対抗制度の導入及び独占的ライセンシーへの差止請求権を付与する制度の導入について検討を行った。

2. 検討の進め方

検討の進め方については、令和元年度審議経過報告書の「3. 検討の進め方」において以下のとおり整理されており、令和元年度ワーキングチームでは、①及び②の検討を行ったため、令和2年度のワーキングチームでは、③の検討から進めることとされた。

- ① 本検討の前提となる用語・概念、検討対象場面の整理
- ② 関係者のヒアリングを実施し、実現が期待される状況及び独占的利用許諾構成を検討する必要性を確認・整理
- ③ 独占的利用許諾構成について個別の検討事項を検討
- ④ 著作権的構成、その他の構成について個別の検討事項を検討
- ⑤ まとめ

3. 審議経過

独占的利用許諾構成について、個別の検討事項の検討を行い、以下のとおり整理した。

（1）独占的ライセンスの対抗制度

ア 独占性を主張することができることの法的意味

ワーキングチームでは、まず、独占的ライセンスの対抗制度の必要性及び許容性を検討する前提として、同制度において独占性を主張することができることの法的意味を以下のとおり確認した。

独占的利用許諾構成の独占的ライセンスの対抗制度において、「独占性を主張することができること」の意味は、昨年度のワーキングチームにおける用語の整理に従えば、「独占的ライセンシーが、債権的な独占的ライセンスを付与されたことによって取得する当該著作物の利用を独占的に行うことができるという地位

2を相手方（著作権等³の譲受人，他のライセンシー，不法利用者等）に対し積極的に主張することができること」を意味し，その主張の相手方が，当該著作物を利用する行為を当該独占的ライセンシーとの関係で不法と評価できること⁴を意味するものと考えられる。

なお，独占性を主張することができるか否かの問題は，事実上，第三者が独占性を侵害している場合に，独占的ライセンスについて，その侵害行為を排除する効力が認められるか否かという差止請求権の問題とは，区別される問題である。

イ 独占的ライセンスの対抗制度導入の必要性及び許容性

（ア）独占的ライセンスの対抗制度導入の必要性

現行法のもとでは，独占的利用許諾構成における独占性は，債権的な効力しかない独占性の合意⁵に基づき付与されるものであって，民法の原則に従えば，独占的ライセンスの対象となる著作権等の譲受人や当該独占的ライセンスと重複する範囲で別途ライセンスを受けた他のライセンシーといった第三者が現れた場合，独占的ライセンシーはその独占性をそれらの第三者に主張することはできない。

他方で，調査研究の結果によれば，「著作物等の独占的ライセンスに関しては，実務上相当程度用いられていること，その性質上，他社を排除して利用をできる法的な地位が与えられなければ，その契約の目的が完全には実現できないこと，他者を排除した独占的な利用ができる地位を得るために非独占的ライセンスよりも高いライセンス料の支払を伴い契約を締結するケースが多いこと等から，譲受人等の第三者との関係でライセンシーの独占性を主張できる制度に関するニーズが多く存在することが確認された。」とされている⁶。さらに，調査研究においては，特に，「映像，商品化，写真，舞台，広告等の分野において，独占的ライセンスが用いられている又は事実上独占状態にあるものが多く存在することが確認されるとともに，独占的ライセンスを受ける場合には高額なライセン

2 令和元年度審議経過報告書6頁では「独占性」を「独占的ライセンシーが独占的ライセンスを付与されたことによって取得する当該著作物の利用を独占的に行うことができるという地位をいうものとする。」と定義している。他方，下記（2）エ（ウ）でも指摘するとおり，「独占性」の内容によって，各論点における法的整理が変わり得るため，法制化する際は，各論点における法的整理も見据えて，「独占性」の内容について，より詰めた検討が必要になると思われる。

3 著作権の他，著作隣接権が想定される。以下同様である。

4 ワーキングチームでは，「不法と評価できる」という文章は多義的であって，「不法と評価できる」ということの意義をより明確にするためには，その法的な効力との関係では，さらにいくつかに分節化して問題を検討していくのが，より厳密に言えば適切。ただ，検討の進め方としては，この点はより具体的な問題との関係で検討することとし，ここでは，「不法」とは非常に多義的に用いられるものだということを確認しておけば足りるのではないかと，といった意見があった。

5 令和元年度審議経過報告書6頁では「独占性の合意」を「ライセンサーが当該ライセンス契約で付与したライセンスの範囲と重複するライセンスを他の者には付与しない，という内容の合意をいうもの」と定義している。

6 調査研究67～68頁

ス料の支払やプロモーション等の多額の投資を行うことが多く、引き続き独占的な利用を期待する意見が多く見られた。」とされている⁷。

また、令和元年度のワーキングチームにおいて実施された関係者へのヒアリングの結果においては、一定の場合には、不法利用者だけでなく、著作権等の譲受人や他のライセンシーといった者に対しても、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにしてほしいというニーズがあることが確認されたところである⁸。

さらに、著作権法においては、特許法の専用実施権や商標法の専用使用権のような独占的ライセンシーの独占性を保護する手段が出版分野における出版権以外に用意されていない点で、独占的ライセンシーがその独占性を確保するための手段について何等かの立法措置を講ずる一定の必要性が認められると考えられる。

以上からすると、独占的ライセンシーが、不法利用者だけでなく、著作権等の譲受人や他のライセンシーといった対抗関係に立つ第三者に対しても一定の場合に、独占性の主張を可能とする制度を導入する必要性が認められると考えられ、その制度として独占的ライセンスの対抗制度を導入することも、その許容性が認められる限り否定されないと考えられる。

(イ) 独占的ライセンスの対抗制度導入の許容性

独占的ライセンスの対抗制度導入の許容性については、民法法理との関係及び同制度の導入により各関係者に与える影響という観点から検討を行い、以下のとおり整理した。

①民法法理との関係

まず、民法法理との関係については、独占的ライセンスの対抗制度の導入が民法法理に反するものではないといえるか、という観点から検討を行った。

現行法のもとでは、独占的利用許諾構成における独占性は、債権的な効力しかない独占性の合意に基づき付与されるものであって、民法の原則に従えば、対抗関係に立つ第三者に対し主張することはできない。

もっとも、例えば民法第605条は不動産賃貸借権について対抗制度を設けることで賃借人の保護を図っており、また、特許法第99条は、著作物の利用許諾に係る権利と同様の不作為請求権である通常実施権について対抗制度を設けることで通常実施権者の保護を図っており、上述の民法の原則が修正されている。こうした制度の存在を踏まえれば本来債権的な性格を有する権利・地位であっても、債権者保護の必要性が認められる場合には、関係者に与える影響の程度等を踏まえつつ当該権利・地位を第三者に対して対抗することができる制度（対抗制度）を設けることは民法法理との関係において排除されないものと考えられる⁹。

⁷ 調査研究68頁

⁸ 令和元年度審議経過報告書21頁

⁹ 利用権の当然対抗制度導入時の議論においても同様の考え方を前提として同制度導入の許容性が検討されている（文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）108頁）。

上記(ア)で検討したところからすると、独占的ライセンシーが対抗関係に立つ第三者に対して、一定の場合に、その独占性の主張を可能とする制度を導入する必要性は認められるところ、その制度として独占的ライセンスの対抗制度を選択することも、著作権等の譲受人や他のライセンシーといった各関係者に与える影響の程度を勘案して許容し得るものであれば、民法法理との関係においても排除されないものと考えられる。

そこで、著作権等の譲受人や他のライセンシーといった各関係者に与える影響を踏まえ、独占的ライセンスの対抗制度を導入することの許容性について検討を行うことが適当である。

②著作権等の譲受人、他のライセンシーに与える影響

著作権等の譲受人や他のライセンシーは、既に締結されている独占的ライセンス契約については、著作権等の譲受時やライセンス契約締結時に、その存否を知る機会が存在し、一定程度リスクを内部化することが可能であり、また、独占的ライセンシーがその独占性について対抗力を備える前であれば、著作権等の譲受人は著作権等の移転の登録(法第77条第1号、第104条)を行うことにより、他のライセンシーは利用権(法第63条第3項に定義される「利用権」をいう。以下同じ。)の当然対抗制度(法第63条の2)の適用により、その権利の対抗力を具備することで、独占性の対抗を受けないようにすることは可能である。

もっとも、それらの対応が奏功せず、著作権等の譲受人や他のライセンシーが独占的ライセンシーから独占性の対抗を受けた場合には、それらの者は当該著作物を適法に利用することができなくなるため、著作権等の譲受人や他のライセンシーが被る不利益は大きい。

③独占的ライセンス契約のライセンサーに与える影響

独占的ライセンス契約のライセンサーについてみると、独占的ライセンスの対抗制度が導入され、著作権等の譲受人や他のライセンシーといった第三者に対し独占性が対抗される場合には、同制度が導入されていない場合と異なり、当該譲受人や他のライセンシーがその著作物を適法に利用することができないという不利益を被ることとなるから、そもそも譲渡契約やライセンス契約の締結を拒否される、あるいは、譲渡契約を行うとしても、独占的ライセンスの負担付きであることを前提に、著作権等の譲渡対価が低くなるといったことが想定される。

もっとも、これはライセンサーが自ら独占的ライセンス契約をしたことによる結果であり、また、独占的ライセンスの対抗制度が導入されていない状況で独占的ライセンス契約の継続中に著作権等を譲渡した場合や他のライセンシーにライセンスした場合には、ライセンサーは独占的ライセンシーに対して債務不履行に基づく損害賠償責任を負うものと考えられるため全体としての利益状況は変わらないと考えられる。

したがって、独占的ライセンスの対抗制度の導入によるライセンサーに対する不利益はないと評価できると考えられる。

④独占的ライセンシーに与える影響

独占的ライセンシーについては、独占的ライセンスの対抗制度を導入した場合は、その独占性を確保できるようになる一方、同制度を導入しない場合には、独占的ライセンシーは、著作権等の譲受人や他のライセンシーが現れた場合、その独占性を失うという不利益を受けることになる。

なお、独占的ライセンスの対抗制度を導入するか否かに関わらず、独占的ライセンシーも、利用権の当然対抗制度が適用される範囲では、著作権の譲渡等が行われたとしても非独占的な著作物の利用の継続自体は可能である。

⑤まとめ

以上を踏まえると、独占的ライセンスの対抗制度を導入しない場合、著作権等の譲渡等が行われると、独占的ライセンシーはその独占性を失うが、利用権の当然対抗制度が適用される範囲では非独占的な著作物の利用自体は可能である一方、独占的ライセンスの対抗制度を導入した場合、独占性を対抗されると著作権等の譲受人や他のライセンシーは、その著作物を適法に利用することができないという大きな不利益を受けることになる。著作権等の譲受人や他のライセンシーは、上記②のとおり、独占的ライセンスの対抗を受けないようにするために一定の対応を行うことも想定されるが、この点を踏まえたとしても、著作権等の譲受人や他のライセンシーが受ける不利益は無視し得ない程度のもと考えられる¹⁰。

以上のように、独占的ライセンスの対抗を受けた場合の著作権等の譲受人や他のライセンシーが被る不利益は無視しえない程度に大きなものであり、著作権等の譲受人や他のライセンシーといった第三者の取引安全を確保するという観点からすれば、独占的ライセンスの対抗制度導入にあたっては、独占性を対抗するための要件として、独占的ライセンスの存在について何らかの公示がされていること、又は、その存在について著作権等の譲受人や他のライセンシーといった第三者が悪意であることという要件を設定することが求められるものと思われる。

したがって、独占的ライセンスの対抗制度の導入については、独占的ライセンスの存在について何等かの公示がされている場合、又は、その存在について著作権等の譲受人や他のライセンシーが悪意の場合に、独占的ライセンスの対抗を可能とするものであれば許容され得ると考えられる。

ウ 制度設計について

上記イのとおり、独占的ライセンスの対抗制度導入にあたっては、独占的ライセンスの存在について何らかの公示がされていること、又は、その存在について譲受人や他のライセンシーといった第三者が悪意であることといった要件を設定することが求められるものと考えられ、契約締結の事実のみをもって独占性

¹⁰ 利用権の当然対抗制度導入の許容性の議論においては、同制度が導入され、譲受人等の第三者が利用権の対抗を受けたとしても、当該第三者は、自ら利用を行うことはでき、他者に利用を行わせることもできるという地位に変わりはなく、当該第三者が被る不利益の程度が大きくないと評価できることが同制度導入の許容性の根拠とされている（文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）110頁）。

を対抗できるとする当然対抗制度については採用し得ない。

そこで、ワーキングチームでは以下の3つの対抗制度を中心に、その制度設計について検討した。

- ①登録を対抗要件とする制度（登録対抗制度）
- ②ライセンス契約に基づく事業実施を対抗要件とする制度（事業実施対抗制度）
- ③対抗要件を要しないが悪意者にのみ対抗することができることとする制度（悪意者対抗制度）

なお、①～③の制度は相互排他的なものではなく、そのうちのいくつかを組み合わせて制度設計することもあり得る。そこで、以下では、必要に応じて各制度を組み合わせる可能性についても言及する。

（ア）②事業実施対抗制度について

まず、事業実施を対抗要件とすることについては、その公示機能に限界があると思われる。すなわち、単に、独占的ライセンスに基づいて著作物等を利用し、事業を実施しているだけだとすると、「独占的に」利用していることの公示にはならない可能性が高い。対抗要件に該当する事業実施として、自分で利用しているだけではなく、他人の利用を排除しているという事実状態にあることまで要求し、より独占性についての公示機能が発揮される状態を要件とすることも考えられるが、そのような事実状態を要件とすると、独占性を対抗することについてのハードルが非常に高いものとなり、独占的ライセンスの対抗制度が現実的には機能しないものになってしまう可能性が高い。また、独占的ライセンシーは、当該事実状態に至るまでは独占性を確保できないということにもなり、妥当ではない。さらに、そのような事実状態にあるか否かを第三者において判断することは困難である可能性が高く、その要件該当性が直ちに明確に判断できないという点において実務に混乱を生じさせかねない。

したがって、②事業実施対抗制度を採用することは妥当ではない。

（イ）③悪意者対抗制度について

③悪意者対抗制度についても、第三者が悪意者か否かを直ちに明確に判断できない場合が想定され、実務に混乱を生じさせかねない。また、③悪意者対抗制度の場合、善意の第三者は利用を継続できるとなり適法に利用できる者が複数存在する事態が生じ得るところ、そのような場合は事実上独占状態ではなくなり、法律関係が複雑となる場面が多くなると思われる。さらに、③悪意者対抗制度のみを採用した場合は、独占的ライセンシーは、すべての人を悪意にすることは不可能であるから、確定的に独占性を主張することができる地位を自分の力では備えることができず、いつまでも適法利用可能な第三者が現れるリスクを負うことになるという点で問題がある。

したがって、③悪意者対抗制度を単独で採用することは妥当ではない。

もっとも、①登録対抗制度のような客観的な公示制度を採用し、同制度により公示を備えていれば第三者に対抗できるとしつつ、公示が備えられていない場合であっても、悪意の第三者には対抗できるといった形で公示制度に補充的に

③悪意者対抗制度を組み合わせることも考えられる。すなわち、対抗要件制度は取引の安全を目的とするものであるところ、仮に、対抗要件制度として公示制度を採用した場合でも、第三者が悪意の場合は公示を備えているいかにかわらず保護に値しないと考える余地がある。また、このような組み合わせであれば、独占的ライセンシーは、公示を備えることで確定的に独占性を主張することができる地位を確保することが可能である。

これに対し、ワーキングチームでは、このような制度設計をするかどうかは、対抗要件を備えていなければ対抗できない「第三者」に悪意者が含まれるとすべきかどうかという形で議論すべき問題ではないかといった意見や民法第177条の「第三者」に悪意者が含まれるか否かの解釈¹¹などにおいては、公示制度を設けつつも、公示をしなくても悪意者であれば対抗できるとすると、公示に対するインセンティブが弱くなるという理由から、少なくとも単純悪意者に対しては、原則として公示しなければ対抗することができないと考えられているが、著作権の独占的ライセンスの対抗制度において、同様に考えるべきか否かは、著作権の独占的ライセンスにおいて、公示のインセンティブを強くみる必要があるか否かによるだろうとの意見があった。

この点、民法上の議論との整合性という観点でみれば、公示制度を採用しつつ、公示を備えていない場合でも、悪意者には対抗できるとする制度を採用するか否かは、公示を備えていなければ対抗できない「第三者」に悪意者も含むとするか否かによって決せられるべき問題と考えられる。仮に、含まれないとした場合に、公示のインセンティブが弱くなるか否かについては、公示制度としてどのような公示を求めるか否かによっても変わり得ると考えられる。また、「第三者」に悪意者が含まれないとする場合に、そのことを法律上明確化するか否かについては、民法を含めた他の法令における対抗要件制度全体との整合性や明確化することによる弊害等を踏まえて別途法制的な見地からも検討が必要と思われる。

したがって、③悪意者対抗制度を単独で採用することは適切でないとしても、公示制度に補充的に③悪意者対抗制度を組み合わせることについては、以上のような観点を踏まえて、検討する余地があるものと思われる。

(ウ) ①登録対抗制度について

①登録対抗制度については、令和元年度のワーキングチームにおけるヒアリングにおいて、主に独占的ライセンシー側に立つ関係団体から、登録対象となる著作物の点数が多く、当事者のコスト、社会的コストが高すぎるなどといった理由から、概ね共通して、独占性を主張するための要件として登録を要件とすることは妥当ではないという意見が示された¹²。また、調査研究では、独占性の対抗を認める要件としては、登録のように公示をする制度とするのが本来的には望

¹¹ 判例では、民法第177条にいう「第三者」について、一般的にはその善意・悪意を問わないものであるが、不動産登記法4条または5条のような明文に該当する事由がなくても、少なくともこれに類する程度の背信的悪意者は民法第177条の第三者から除外すべきであるとされている（最判昭和31年4月24日民集10巻4号417頁，最判昭和40年12月21日民集19巻9号2221頁等）。

¹² 令和元年度審議経過報告書19頁

ましいものの、著作権の発生については無方式主義が採用されており登録が活用されにくいこと、日々発生する大量の著作物等について登録を行うことは現実的ではないことから、登録以外の対抗要件を検討すべきという意見が多かったとされていたところである¹³。

これに対し、ワーキングチームでは、制度としての安定性という観点で考えると、①登録対抗制度のような公示制度を中心に考えるべきであるとの意見が多く示された。もっとも、著作権法上の既存の登録対抗制度（法第77条、第88条等）のような著作物単位での登録対抗制度については、上記で指摘されているような問題もあることから、これに配慮した制度設計を検討する必要性について指摘する意見も多く示されたところである。例えば、基本的には著作権法上の既存の登録対抗制度と同様の著作物単位での登録対抗制度を設け、その登録をすれば対抗要件を具備できるが、それに加えて、当該登録に代替できる別の対抗要件を設けることが考えられるのではないかとの意見があった¹⁴。また、著作権法上の既存の登録対抗制度と同様の著作物単位での登録対抗制度をそのまま採用するのではなく、これをより利用しやすいものに改善して採用するという対応もあり得るのではないかという意見もあった。この点については、令和元年度のワーキングチームにおけるヒアリングにおいて、将来発生する著作権に係る独占的ライセンスが存在することについても考慮してほしいといった旨の意見が示されていること¹⁵を踏まえ、将来発生する著作権に係る独占的ライセンスについても対応可能なものが求められるのではないかとの指摘もあった。

以上を踏まえて検討するに、独占性の対抗を受けることによる著作権等の譲受人や他のライセンシーといった第三者が被る不利益が大きいことや制度としての安定性という観点からすると、対抗要件が具備されているか否かは第三者において明確に判断することが容易な客観的なものが望ましいと考えられる。そして、その観点からすると、独占的ライセンスの対抗制度については、基本的には①登録対抗制度を中心に検討すべきものと考えられる。そして、公示としての明確性や制度としての安定性という観点からすれば、まずは著作権法上の既存の登録対抗制度と同様の著作物単位での登録対抗制度を採用することが検討されるべきものと思われるが、他方で、上記で指摘されているとおり、著作権法上の既存の登録対抗制度については様々な問題もあることから、当該登録の代替となる対抗要件を別途設けることや既存の登録対抗制度をより使いやすいものに改善して採用することも検討の余地があるものと思われる。

ただし、当該登録の代替となる対抗要件を別途設けることや既存の登録対抗制度の改善については、著作権法において既存の登録対抗制度が採用されてい

¹³ 調査研究69頁

¹⁴ 具体的には、書籍の場合であれば、奥書に独占的ライセンスを有することを明示するといった形で明認方法による対抗要件具備を認めること、また、民間法人において提供される権利情報を集約したデータベース等に登録することによる対抗要件具備を認めることも考えられるといった意見があった。これに対し、明認方法による対抗要件具備を認めることについては、著作物は無体物であることから、複製物の奥付に表示されているだけで公示として足りるとすると、第三者において確認できるかという問題があり、どこか1か所、ここだけ見れば独占ライセンスの有無を間違いなく確認できる方法での公示とせざるを得ないのではないか、との意見があった。

¹⁵ 令和元年度審議経過報告書17頁

る趣旨等との関係で、そのような制度設計を行うことについて総合的な説明が可能か、また、独占的ライセンスについてのみそれらの制度設計を行うのではなく、既存の著作権等の移転等に係る対抗要件制度についても同様の制度設計を行う必要があるのではないか、仮に、独占的ライセンスのみについてそれらの制度設計を行う場合には、既存の著作権等の移転等に係る対抗要件制度との関係でバランスを失することにならないか、といった観点からの検討が必要になるものと思われる。

(エ) まとめ

以上を踏まえれば、独占的ライセンスの対抗制度の制度設計としては、①登録対抗制度を中心に検討すべきであり、具体的には、著作権法上の既存の登録対抗制度と同様の著作物単位での登録対抗制度を採用することを検討しつつ、当該登録の代替となる対抗要件を別途設けることや既存の登録対抗制度の改善についても併せて検討することが妥当と思われる。

もっとも、当該登録の代替となる対抗要件を別途設けることや既存の登録対抗制度の改善については、著作権法において既存の登録対抗制度が採用されている趣旨や著作権法上の対抗要件制度全体との整合性・バランスを踏まえた慎重な検討が必要になるとと思われることから、独占的ライセンスの対抗制度については、まずは、著作権法上の既存の登録対抗制度と同様の著作物単位での登録対抗制度により導入しつつ、当該登録の代替となる対抗要件を別途設けることや既存の登録対抗制度の改善については別途、著作権法上の対抗要件制度全体に関わる課題として検討を行うことも考えられる。

また、以上のような①登録対抗制度の制度設計の検討と併せて、登録を備えていなければ対抗できない「第三者」に悪意者も含むとするか否かといった点についても、上記(イ)で指摘した観点を踏まえて検討・整理されることが望まれる。

エ 契約承継の問題との関係

(ア) 問題の所在

令和元年度のワーキングチームで実施した関係者へのヒアリングにおいては、独占性の保護の在り方として、独占的ライセンス契約の契約上の地位の移転(以下「契約承継」という。)による保護を求める意見¹⁶も見られたところである。また、独占的ライセンスの対抗制度を導入した場合、独占性の対抗に伴う独占的ライセンス契約の承継を認めるか否かについても問題になる。

契約承継には、譲渡人となる契約当事者の一方と、譲受人となる第三者の間で、契約上の地位を譲渡する旨の合意がなされることに加え、契約の相手方の承諾を必要とするのが、民法の原則である(民法第539条の2)。

他方、この原則に対する例外として、譲渡人の免責を伴う契約承継によって契約の相手方に不利益が生じない場合には、相手方の承諾は不要であると解されてきた。例えば、不動産賃貸借における目的物の譲渡については、賃貸人の交替

¹⁶ 令和元年度審議経過報告書 13頁

によって相手方（賃借人）が不利益を受けることはカテゴリーカルにないといえることから、①賃借人が対抗要件を備えている場合において、目的物たる不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人の地位は譲受人に当然に移転するとされ（民法第605条の2第1項）、②賃借人が対抗要件を備えていない場合であっても、譲渡当事者間の合意によって、賃借人の承諾を要することなく、賃貸人の地位を移転することができる（民法第605条の3）。

そこで、独占的ライセンスの独占性の保護の在り方として、独占的ライセンス契約の承継に係る一定の基準を法定すること等についての考え方を整理することとしたい。

（イ）利用権の当然対抗制度導入時の議論

利用許諾契約（ライセンス契約）の承継については、利用権の当然対抗制度導入時にも検討がされており、以下のとおり整理されている¹⁷。

①利用権の当然対抗制度導入に伴う独占的ライセンス契約の承継について

なお、当然対抗制度の導入が、利用許諾に係る権利が非独占的であって、譲受人に与える不利益が小さいこと¹⁸を前提として正当化されていることを踏まえれば、利用許諾に係る権利の当然対抗に伴い、契約条項のうち独占条項（利用者以外の者には利用させない旨の合意）が承継されることはないものと考えられることから、独占条項については契約承継の在り方に係る検討対象からは除外して扱うものとする。

また、非独占的な利用許諾契約を念頭においたものであるが、利用権の当然対抗制度導入に伴う契約承継の在り方について、以下のとおり整理されている。

②利用許諾契約全体を一律に承継させることについて

著作物に係る利用許諾契約においては、著者が負う校正義務やソフトウェア等の保守・修理・サポート・カスタマイズの義務等、誰でも履行することができるわけではない性質の義務も定められる例があることが確認された。また、利用許諾契約において定められることのある著作権者人格権の不行使特約のように、著作者がその義務を負わなければ意味がない性質の義務が定められる例も存在する。このように利用許諾契約において定められることのある義務の性質を踏まえれば、利用許諾契約全体を一律に承継させることとすると、ライセンサーの交代が利用者に不利益を与える場面も想定されるため、利用許諾契約全体を一律に承継させる制度を採用するのは妥当ではないと考えられる。

¹⁷ 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）127～129頁

¹⁸ 利用許諾に係る権利が対抗された場合には、譲受人は利用者による著作物の利用を差止めることはできなくなるが、譲受人自ら著作物を利用することはできるし、他者に許諾を行い利用させることができる。

③利用者に不利益を生じさせない範囲で契約を承継させることについて

利用者に不利益を生じさせない範囲で、例えば、著作権者の負う義務のうち誰でも履行することのできる義務のみ承継させるという制度を設けることも考えられる。一方で、例えば、誰でも履行することのできる義務に限って承継を認めるという制度とする場合、そのような義務の性質を適切に区別して規定を置くことは立法技術上困難であることが考えられる。また、様々な条項がパッケージとなって契約は作られており、使用料の支払額等は他の契約条項と連動してその内容が決まっている場合も存在することから、契約内容のうちの一部（誰でも履行することのできる義務）のみが承継されることとなると、旧著作権者と譲受人との間で使用料を案分しなければならない等の複雑な法律関係をかえって生じさせる可能性もある。さらに、著作権は支分権ごとに譲渡が可能であることから、利用許諾の対象となっている支分権のうち一部の権利だけ譲渡された場合に、どのように対価を支払えばよいのか問題が生じる場面があり得る。したがって、このように誰でも履行することのできる義務に限って承継を認めるという制度については慎重な検討が必要となる。

(中略)

以上を踏まえると、利用許諾に係る権利の対抗に伴う契約の承継に関しては、一定の基準を法定して契約が承継されるか否かが決定される制度を設けることは妥当ではないものと考えられ、契約が承継されるか否かについては個々の事案に応じて判断がなされるのが望ましいと考えられる。

④契約を承継しない旨の合意について

利用許諾契約に関しても、譲受人において契約の承継を望まない状況があるものと考えられるところ、…不動産賃貸借の例に照らせば、当事者間の合意により契約の承継を否定することは可能であると考えられる。

この合意に関しては、改正民法において不動産賃貸借については、留保の合意に加えて賃貸の合意を必要としているのは、権限を有しない賃貸人では修繕義務を円滑に履行ができないなどの事情から賃借人に対し不動産賃貸借権の対抗に尽きない保護を与えているものと考えることができ、そのような考えからは著作物の利用許諾について利用許諾に係る権利の対抗に尽きない保護を与える必要があるのかが問題となるといった意見や、当事者が合意しない限り契約が承継されることはないという立場を前提に、当事者が明示的に留保する旨の合意をしていれば契約は承継されないといった意見が示された。

(ウ) 独占的ライセンス契約における契約承継の考え方

ワーキングチームにおいて、上記(イ)の整理を参考に、独占的ライセンス契約における契約承継の考え方について検討したところ、上記(イ)②乃至④で整理された考え方については、いずれも独占的ライセンス契約の場合にも妥当するという点で意見が一致した。

すなわち、独占的ライセンス契約についても、一定の基準を法定して契約が承継されるか否かが決定される制度を設けることは妥当ではないものと考えられ、契約が承継されるか否かについては、個々の事案における契約当事者の意思解

積等を通じて個別に判断されることが望ましいと考えられる。また、契約を承継しない旨の合意により契約承継を否定することについても認めて差し支えないと考えられる。

オ 著作権等管理事業への影響

著作権等管理事業者は、著作権者等から著作権等の管理委託を受けて、著作権等の管理を行い、利用者に対して許諾を行い、利用者からの使用料の徴収及び著作権者等への使用料の分配を行っている。管理委託契約については、著作権等管理事業法上、以下の2つの類型が定められている（同法2条1項）。

- ①委託者が受託者に著作権等に移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約（以下「信託譲渡型管理委託契約」という。）
- ②委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約（以下「委任型管理委託契約」という。）

独占的ライセンスの対抗制度が導入された場合、著作権等管理事業者又は当該事業者から許諾を受けた利用者は、独占的ライセンシーと対抗関係に立つ第三者として、独占性の対抗を受けることが想定される。

そこで、独占性について対抗力を備えている独占的ライセンスが設定されている著作権等を著作権等管理事業者に対し管理委託することの可否、著作権等管理事業者における応諾義務（著作権等管理事業法第16条）の有無等、独占的ライセンスの対抗制度が導入された場合における著作権等管理事業への影響について検討し、以下のとおり考え方を整理した¹⁹。

（ア）著作権者等及び著作権等管理事業者間の管理委託契約締結前に、著作権者等と独占的ライセンス契約を締結している独占的ライセンシーが独占性について対抗力を備えていた場合

（ア）の場合（図1～3）、独占的ライセンスの範囲では著作権者等は著作権

¹⁹ なお、（ア）及び（イ）において示している図1～10は各場合における典型例を示しているものであり、すべての事例を網羅しているものではない。

等管理事業者に対し、その著作権等の管理委託をすることができず²⁰、著作権等管理事業者の応諾義務も生じない²¹。

²⁰ 「管理委託をすることができず」の意味は、信託譲渡型管理委託契約においては、著作権者等から著作権等管理事業者に信託譲渡する著作権等は独占的ライセンスの負担の付いたものになり、当該独占的ライセンスの範囲では、著作権等管理事業者には、第三者に対し適法な利用許諾を行うための権限が認められないという意味である。また、委任型管理委託契約においては、独占的ライセンスの範囲において、著作権等管理事業者は、著作権者等から、第三者に対し適法な利用許諾を行うための権限の設定を受けることができないという意味である。ただし、いずれの場合も著作権等管理事業者と著作権者等との間の管理委託契約は債権的には有効なものとして成立し得ると思われる。なお、この点については、著作権等管理事業法との関係で管理委託契約が債権的に無効と解釈される可能性の有無についても整理しておく必要があるとの意見があった。

²¹ この場合、独占的ライセンスが設定されている部分は、著作権等管理事業法第16条の「取り扱っている著作物等」の範囲に含まれないものと考えられる。

図1 信託譲渡型管理委託契約締結前に独占性の対抗力が具備されている場合

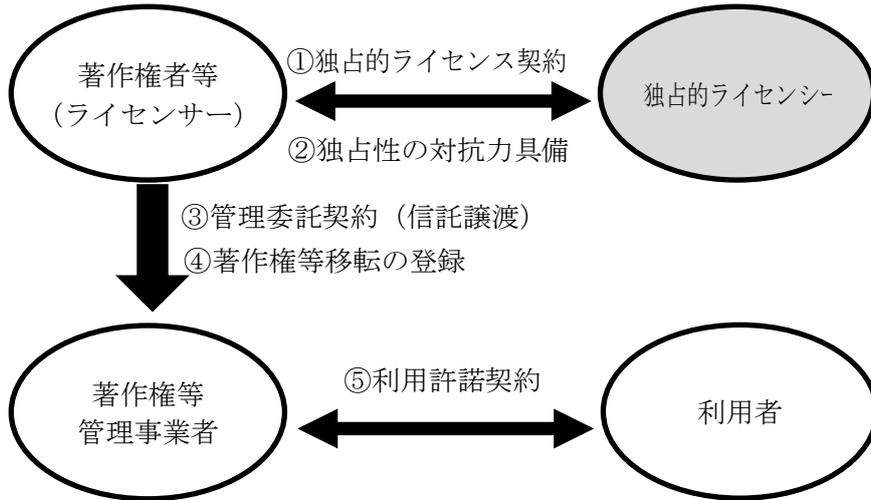


図2 委任型管理委託契約（代理）締結前に独占性の対抗力が具備されている場合

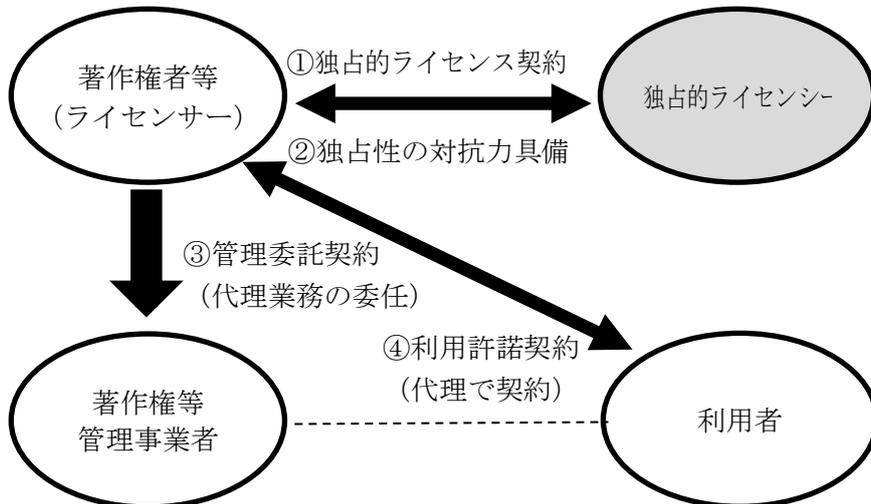
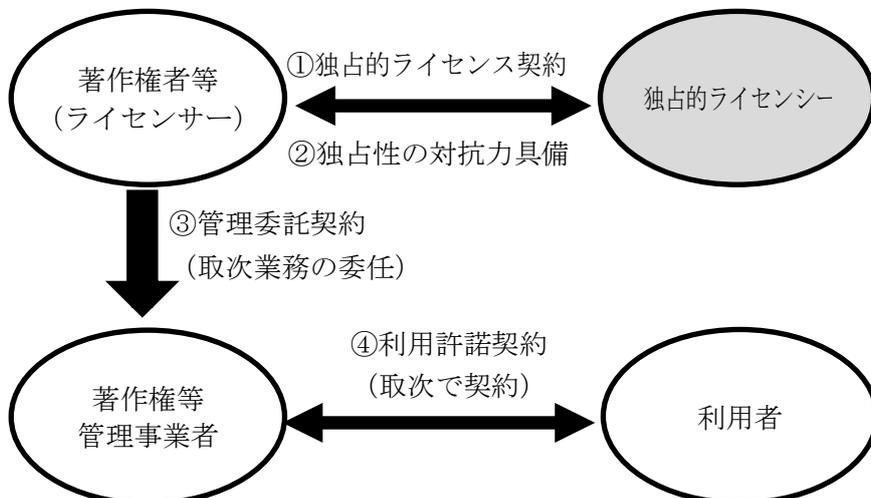


図3 委任型管理委託契約（取次）締結前に独占性の対抗力が具備されている場合



(イ) 著作権者等及び著作権等管理事業者間の管理委託契約締結後に、著作権者等と独占的ライセンス契約を締結している独占的ライセンシーが独占性について対抗力を備えた場合

独占性の対抗力が備わった時点で既に著作権等管理事業者から利用許諾を受けていた利用者が存在する場合（図4～6）については、利用権の当然対抗制度（法第63条の2）により、その利用権を独占的ライセンシーに対抗できると考えられ、利用者はその利用を継続することができるものと思われる。

図4 信託譲渡型管理委託契約締結が締結されている場合において独占性の対抗力が具備される前に著作権等管理事業者からの利用許諾がされていた場合

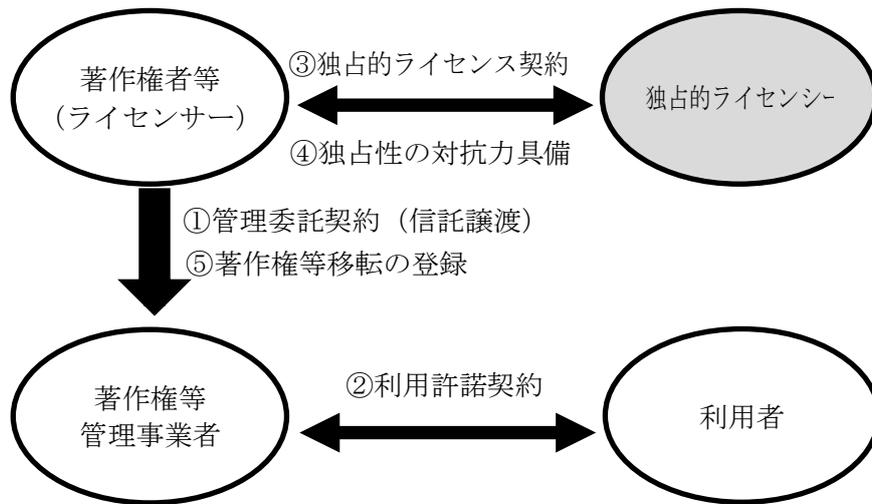


図5 委任型管理委託契約（代理）が締結されている場合において独占性の対抗力が具備される前に著作権等管理事業者からの利用許諾がされていた場合

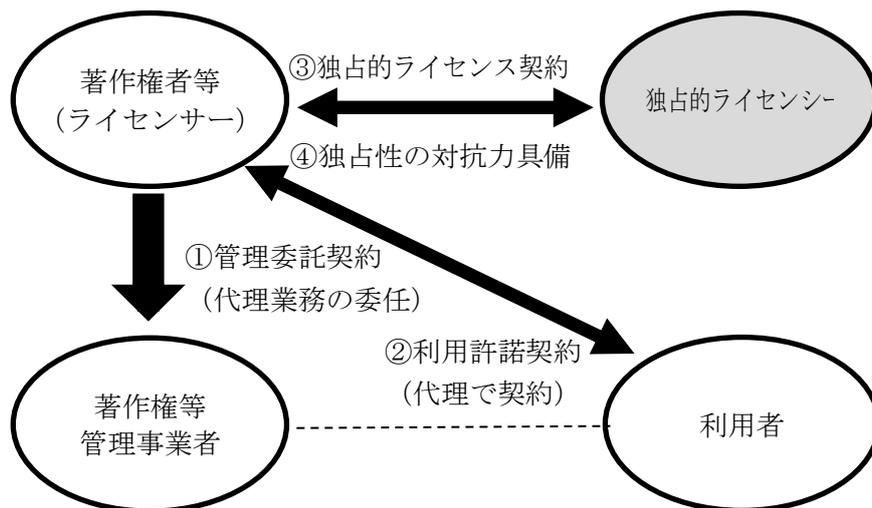
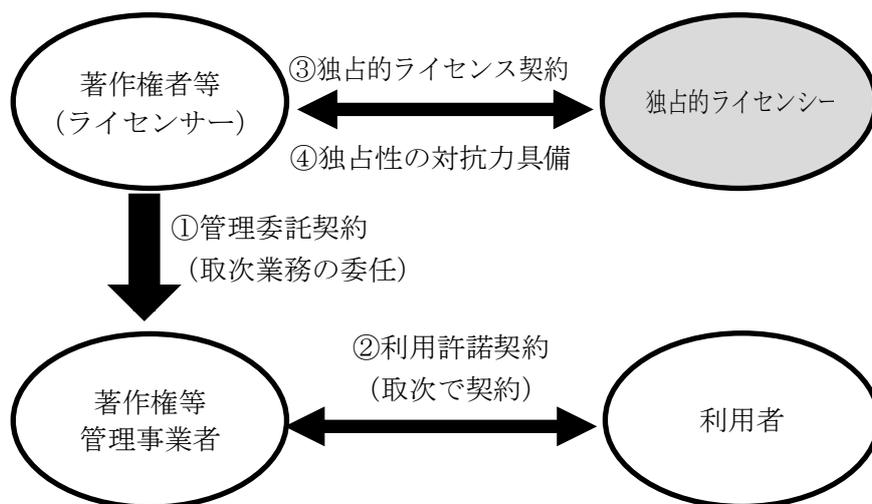


図6 委任型管理委託契約（取次）が締結されている場合において独占性の対抗力が具備される前に著作権等管理事業者からの利用許諾がされていた場合



他方、独占性の対抗力が備わった後に利用許諾をしようとする場合（図7～9）については、著作権等管理事業者は、その独占的ライセンスの範囲で利用許諾権限を失うため、第三者に対し、利用許諾を行うことはできず²²、著作権等管理事業者の応諾義務も生じない。

ただし、当該管理委託契約が信託譲渡型管理委託契約の場合については、著作権等管理事業者は、独占性の対抗力具備の前に当該信託譲渡に係る著作権等の移転について登録を備えている場合（図10）であれば、当該信託譲渡に係る著作権等の移転が独占的ライセンスの独占性に優先するため、その独占的ライセンスの範囲内においても利用許諾権限を失わず、応諾義務も負うことになる。

²² 「利用許諾を行うことはできず」の意味は、有効な利用権を設定する利用許諾を行うことができないという意味であり、著作権等管理事業者と第三者との間の利用許諾契約は債権的には有効なものとして成立し得ると思われる。ただし、この点についても、注15で指摘されているのと同様に、著作権等管理事業法との関係で利用許諾契約が債権的に無効と解釈される可能性についても留意する必要があるものと思われる。

図7 信託譲渡型管理委託契約が締結されている場合において独占性の対抗力が具備された後に著作権等管理事業者が利用許諾をしようとする場合

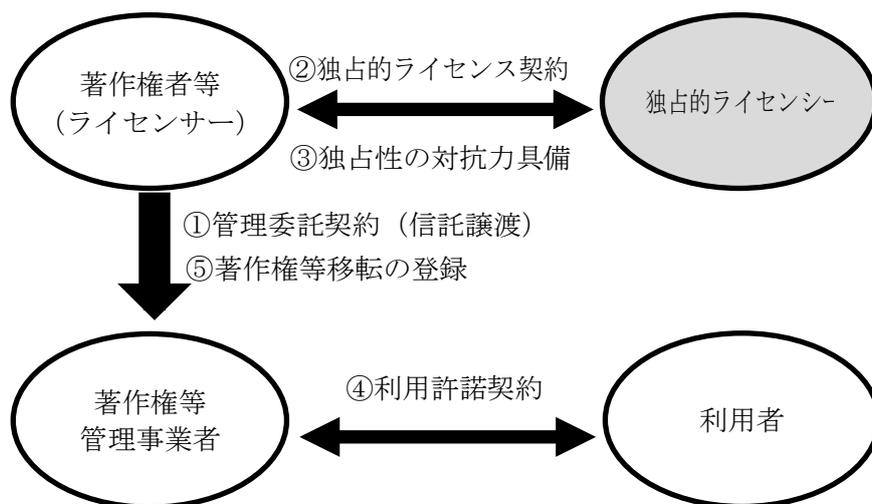


図8 委任型管理委託契約（代理）が締結されている場合において独占性の対抗力が具備された後に著作権等管理事業者が利用許諾をしようとする場合

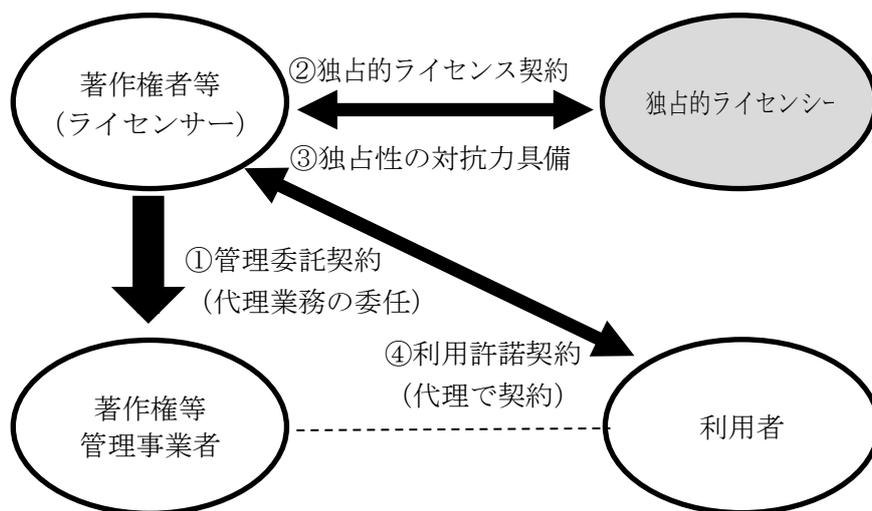


図9 委任型管理委託契約（取次）が締結されている場合において独占性の対抗力が具備された後に著作権等管理事業者が利用許諾をしようとする場合

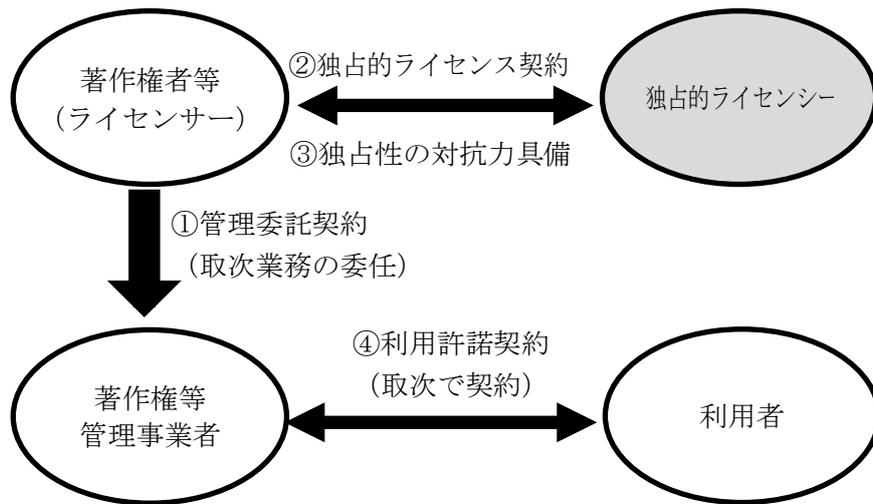
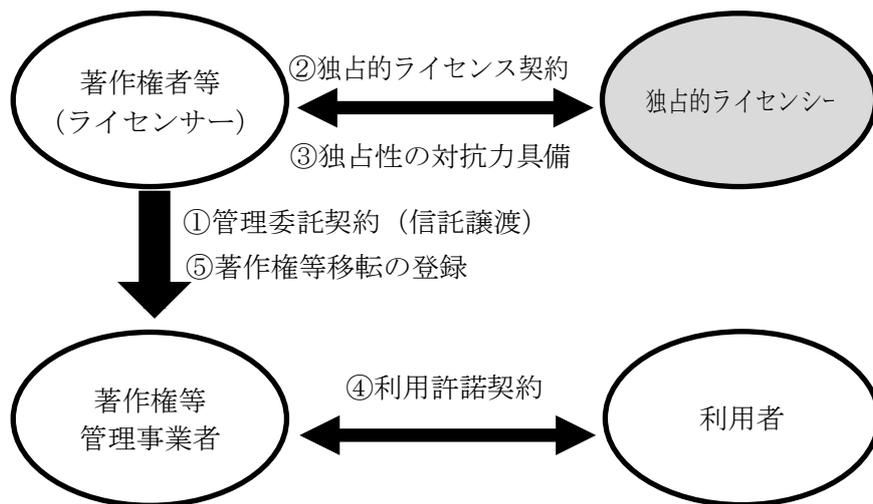


図10 信託譲渡型管理委託契約が締結されている場合において独占性の対抗力が具備される前に信託譲渡に係る登録がされている場合



(2) 独占的ライセンスに対し差止請求権を付与する制度

ア 差止請求権付与の正当化根拠

独占的利用許諾構成において、独占的ライセンスが独占的ライセンス契約に基づき有する権利は、債権的な合意を基礎とする独占的な利用権であるという点において、不動産賃借権に類する。そこで、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権をめぐる民法上の議論を手掛かりとして、独占的ライセンスに基づく差止請求権を付与する制度導入の正当化根拠が認められるか否か、また、認められる場合の差止請求の要件について検討を行った。

(ア) 不動産賃借権に基づく妨害排除請求権の正当化とその要件

不動産賃借権に基づく妨害排除請求権については、平成29年民法改正により民法第605条4の規定が設けられているが、同改正前においても、解釈上、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権が認められてきたところである²³。

不動産賃借権に基づく妨害排除請求権の正当化根拠については、調査研究を踏まえると、以下の4つの考え方に整理できると考えられる²⁴。

① 不動産賃借権の特殊性による正当化²⁵

まず、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権を不動産賃借権の特殊性により正当化を試みる考え方がある。すなわち、不動産賃借権は、人が生活をしたり、事業をしたりするための基盤であり、それが保護されなければ、人は安定した生活や事業を営むことができなくなるという、不動産賃借権が担っている社会的作用の重要性、又は、借地借家法や農地法といった特別法によって不動産賃借権の継続性が強化されていることに着目して不動産賃借権に基づく妨害排除請求権が正当化されるという考え方である。

② 対抗力による正当化²⁶

次に、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権を、不動産賃借権の対抗力によって正当化する考え方がある。調査研究では、この考え方にはいくつかのバリエーションがみられるとされているが、その一つとして、不動産賃借権について対抗力を与える以上、その基礎にある評価を貫徹するためには、その賃借権について

²³ 不動産賃借権に基づく妨害排除請求権に関する従前の判例は次のとおりである。①対抗力を備えた土地賃借人は、その目的物である土地について二重に賃借権を取得した者に対し、賃借権に基づいて妨害排除を請求することができる（最判昭和28年12月18日民集7巻12号1515頁、最判昭和45年11月24日判時614号49頁等）。また、②対抗力を備えた土地賃借人は、その目的物である土地の不法占拠者に対し、賃借権に基づいて妨害排除を請求することができる（最判昭和30年4月5日民集9巻4号431頁）。他方で、③対抗力を備えていない土地賃借人は、その目的物である土地の不法占拠者に対しても、賃借権に基づいて妨害排除を請求することができない（最判昭和29年7月20日民集8巻7号1408頁）。

²⁴ 調査研究112～116頁

²⁵ ①不動産賃借権の特殊性による正当化は不動産賃借権に基づく妨害排除請求権についての現在の通説とみられる（調査研究114～116頁参照）。

²⁶ 不動産賃借権に基づく妨害排除請求権に関する判例（前記注16）は、②対抗力による正当化を用いたときと、同一の結論をとっていた。

妨害排除請求権をも与えなければならないという考え方を取り上げている。すなわち、不動産賃借人が対抗力を備えた場合は、自分に劣後する不動産の譲受人や二重賃借人から、その目的物である不動産を利用することを禁じられるべきではないと評価される。このことは、有体物である不動産の性質上、同時に、対抗力を備えた不動産賃借人は、自分に劣後する不動産の譲受人や二重賃借人に対し、それらの他人がその目的物である不動産を利用することを禁じることができる、という評価を含むこととなる。そして、後者の評価を貫徹するためには、対抗力を備えた不動産賃借人に妨害排除請求権が認められなければならないと考えるものである。

③ 対抗制度による正当化

②の考え方をさらに推し進め、不動産賃借人がその賃借権を主張できる者に対しては、妨害排除請求をすることができ、対抗力を備えることを要するか否かは、民法第605条の「第三者」（対抗力の不存在を主張するについて正当な利益を有する者）にあたるかどうかにかからしめられるという考え方がある。すなわち、民法第605条の「第三者」にあたらない不法占拠者に対しては、不動産賃借人は対抗力を備えていなくても、その賃借権を主張することができるが、この場合、有体物である不動産の性質上、不動産賃借人は、不法占拠者に対し、その目的物である不動産の利用を禁じることができる、という評価を含むはずであり、この評価を貫徹するならば、不動産賃借人は、対抗力を備えていなくても、不法占拠者に対しては、妨害排除を請求することができることとなる。

したがって、この考え方では、対抗力を備えた不動産賃借人に妨害排除請求権が認められるのみならず、不法占拠者に対しては、対抗力を備えていない不動産賃借人についても妨害排除請求権が認められることになる。

④ 占有による正当化

さらに、不動産賃借人が対抗力を備えていない場合であっても、その目的物である不動産の占有を取得していたときは、その不動産を違法に侵害する者に対し、妨害排除を請求することができるべきであるという考え方がある。

この考え方は、占有の取得により、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権が正当化される理由として、次の点を挙げている。すなわち、不動産賃借人が占有を取得したときは、目的物である不動産との間に緊密な事実上の関係が生じ、第三者もそのことを認識することができるようになることである。

（イ）独占的ライセンスに基づく差止請求権の正当化とその要件

ワーキングチームでは、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権の正当化根拠に係る上記（ア）の各考え方を独占的ライセンスに基づく差止請求権に応用できるかという観点から検討を進め、以下のとおり整理した。

①不動産賃借権の特殊性による正当化の応用について

著作権等に係る独占的ライセンスについては不動産賃借権と同様の特殊性（人が生活したり事業をしたりするための基盤としての作用、特別法による継続性の強化）は認められないため、これを独占的ライセンスに基づく差止請求権に応用することはできない。

②対抗力による正当化及び③対抗制度による正当化の応用について

独占的ライセンスの対抗制度を導入する場合は、②及び③を独占的ライセンスの差止請求権の正当化根拠として応用することが考えられる。

②と③では対抗力を備えていない独占的ライセンシーによる不法利用者に対する差止請求の可否の点で違いが生じるが、この点については、独占的ライセンスの対抗制度において、不法利用者は、対抗力の不存在を主張するについて正当な利益を有する者、すなわち、同制度における「第三者」ではなく、独占的ライセンシーは、対抗力を備えることなく、その独占的ライセンスの独占性を不法利用者に主張できるはずである。その場合、独占的ライセンシーは不法利用者がその独占的ライセンスの対象の著作物を利用することを禁じることができる、という評価がなされているはずであり、また、仮に、独占性を主張できるとしつつ、侵害行為を排除できないとすると、権利の実効性が著しく損なわれる。そのため、当該評価を貫徹し、権利の実効性を確保するという観点から、対抗力を備えていない独占的ライセンシーによる不法利用者に対する差止請求は認められるべきものと考えられる。

したがって、独占的ライセンスに基づく差止請求権については、②対抗力による正当化ではなく、③対抗制度による正当化を応用することが妥当と考えられる。

④占有による正当化の応用について

調査研究²⁷でも指摘されているとおり、無体物である著作物については、事実上、自分が利用していたとしても、他人の利用が当然に排除されるわけではないことから、有体物における占有という考え方をそのまま持ち込むことはできないが、占有と類似の事実状態として、自分で利用しているだけでなく、他人の利用を排除しているという事実状態にあることを要件とすることで²⁸、④を独占的ライセンスの差止請求権の正当化根拠として応用することが考えられる。

もっとも、上記のような占有と類似の事実状態について、有体物における占有と同様の要保護性を認めることができるかについては議論の余地があり、また、そのような事実状態であることを（特に、不法利用者との関係において）差止請求権の要件とすると、差止請求権の行使が非常にハードルの高いものとなり、差止請求権の制度が現実的には機能しないものになってしまう可能性が高い。さらに、上記のような事実状態に至るまでは、差止請求権による保護を受けられないことになり、妥当ではない。

したがって、④占有による正当化については応用し得ないと考える。

⑤まとめ

以上のとおり、①不動産賃借権の特殊性による正当化及び④占有による正当

²⁷ 調査研究118頁

²⁸ 調査研究118頁の注370で指摘されているが、複製権の準占有による取得時効が成立するための要件として、最判平成9年7月17日民集51巻6号2714頁（ポパイネクタイ事件上告審）が、「著作物の全部又は一部につきこれを複製する権利を専有する状態、すなわち外形的に著作権者と同様に複製権を独占的、排他的に行使する状態が継続されていること」を求めていることが参考になる。

化を著作権等に係る独占的ライセンスに基づく差止請求権の正当化根拠として応用することは困難である。他方、独占的ライセンスの対抗制度を導入する場合は、②対抗力による正当化及び③対抗制度による正当化を応用することが考えられるが、上述のとおり、対抗力を備えていない独占的ライセンシーによる不法利用者に対する差止請求は認められるべきものと考えられることから、独占的ライセンスに基づく差止請求権については、③対抗制度による正当化を応用することが妥当である。

もっとも、③の考え方は、不動産賃借権に基づく妨害排除請求の議論における通説的な見解(①)とは異なる。この点、ワーキングチームでは、不動産賃借権と独占的ライセンスの違いに基づく違いなのか、そうであれば、不動産賃借権と独占的ライセンスのどのような違いに基づくものなのかといった点を含め、民法を含めた法体系全体として、整合的な説明ができるかという点については、引き続き検討する必要性が指摘された。他方、不動産賃借権と独占的ライセンスの違いについては、権利の対象が有体物か無体物かという違いがあり、有体物を対象とする不動産賃借権の議論が無体物を対象とする著作権の独占的ライセンスに直ちに妥当するわけではない、といった意見もあった。

いずれにせよ、独占的利用許諾構成に基づいて独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度を設計する場合には、以上のような検討結果を踏まえつつ、民法を含めた法体系全体との整合性、独占的ライセンスと不動産賃借権における権利の対象の性質の違い等を含め、法制的な観点から、更なる検討・整理が望まれる。

イ 著作権者等の意思への配慮の要否及び方法

独占的ライセンスに基づく差止請求権を認める場合、独占的ライセンシーは、著作権者等とは独立して差止請求権を行使できることになるが、その行使は必ずしも著作権者等の意思に沿うものとは限らない。調査研究におけるヒアリング結果においても、権利者側の団体から、独占的ライセンスに基づく差止請求権を認めるとしても、その行使に当たっては、何らかの形で著作権者等の承諾を要件とすべきという意見があった²⁹。一方で、独占的ライセンシー側の関係団体からは、差止請求権を行使する際に著作権者等の承諾が要件となると負担が大きく、外国に著作権者等がいる場合など、迅速な権利行使にも支障が出かねないとの意見もあったところである³⁰。

そこで、ワーキングチームでは、独占的ライセンシーが独占的ライセンスに基づく差止請求権を行使するにあたって、著作権者等の承諾や著作権者等の意思に反しないことを要件とすべきか、仮に、要件とすべきでないとする場合は、他に著作権者等の意思に配慮した規定(例えば、著作権者等に対する事前通知義務を課す等)を設けることが考えられるかについて検討を行った。

この点、以下のとおり、差止請求権の発生要件や行使要件として著作権者等の承諾やその他の著作権者等の意思に配慮した規定は不要と考えられる。

すなわち、著作権者等が独占的ライセンスを付与した以上、著作権者等は、独

²⁹ 調査研究122頁乃至124頁

³⁰ 調査研究122頁乃至124頁、令和元年度審議経過報告書14～17頁

独占的ライセンシーに対し、当該著作物を独占的ライセンシーの独占的な利用に適した状態に置く義務を負っていると考えられ、そうである以上、その独占的な利用を確保しようとして行われる独占的ライセンシーの差止請求権の行使を著作権者等は受忍しなければならないと考えられる³¹。

特に、著作権等の譲渡や二重ライセンスが行われた場合に、独占的ライセンシーが独占性の対抗力を備えて、著作権等の譲受人や他のライセンシーに差止請求をする場面では、著作権者等自身が独占的ライセンスと抵触する著作権等の譲渡や二重ライセンスを行っていることからすると、独占的ライセンシーとの関係では著作権者等の意思に配慮する必要性は乏しいと思われる。

一方、著作権者等のビジネス戦略又はブランド戦略との関係で、場合によっては、著作権者等の意思への配慮が求められる場面も想定されるが、著作権者等としては、そのような場面へ対応するため、独占的ライセンシーの差止請求権の行使について契約上の制限をかけることは可能であり³²、独占的ライセンス契約において、独占的ライセンシーの差止請求権の行使には著作権者等の承諾が必要といった合意をしておき、独占的ライセンシーが当該合意に違反した場合は、独占的ライセンシーに対し、債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことができるようにしておくことが考えられる。

以上のことからすると、独占的ライセンスに基づく差止請求権の発生要件や行使要件として著作権者等の承諾やその他の著作権者等の意思に配慮した規定は不要であり、著作権者等への意思への配慮の方法としては独占的ライセンシーの差止請求権の行使について契約上の制限をかけることで対応すれば足りると考えられる³³³⁴。

31 ワーキングチームでは、著作権者等としては、独占的ライセンシーに差止請求権を行使されたくないのであれば、そもそも独占的ライセンスを出さないという選択をすればよいはずであるという意見が多く示された。

32 独占的ライセンシーの差止請求権について、独占的ライセンス契約上で制限をかけた場合でも、独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度において規定する独占ライセンスの定義に該当する限りは、当該独占的ライセンスも当該各制度の対象となり、当該契約上の制限は、債権的な制限に留まるものと考えられる。

33 独占的ライセンスに基づく差止請求権の発生要件として、著作権者の承諾を要求し、著作権者の意思へ一定の配慮を行うことも考えられるが、この点については、制度上、差止請求権のない独占的ライセンスという類型を認めると、制度として複雑になり、また、その承諾の有無といった細かい契約解釈のところで第三者が差止めの可否を争うことができるようになる点で妥当ではないという意見があった。

34 ワーキングチームでは「著作権者」ではなく「著作者」の意思への配慮が必要かという点についても議論が及んだが、「著作者」は、自身の意思を尊重してほしい場合は著作権を譲渡しなければ良いのであり、また、「著作者」ではない著作権者が差止請求をするときには「著作者」の意思を確認する必要がないにもかかわらず、独占的ライセンシーが差止請求するときになって突然「著作者」の意思を確認しなければならないとする理由もないことから、独占的ライセンシーが差止請求を行うにあたって「著作者」へ配慮した要件設定は不要という点で意見が一致した。

ウ 民法第605条の4の規定との整合性

(ア) 問題の所在

独占的利用許諾構成において、独占的ライセンシーが独占的ライセンス契約に基づき有する権利は、債権的な合意を基礎とする独占的な利用権であるという点において、不動産賃借権に類するところ、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権については、民法上次のように規定されている。

(不動産の賃借人による妨害の停止の請求等)

第605条の4 不動産の賃借人は、第605条の2第1項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

- 一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求
- 二 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求

このように、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権に関する民法第605条の4は、請求権者を、対抗力を備えた不動産賃借人であるとし、また、妨害の予防(民法第199条参照)については、規定を設けていない。

そこで、同規定が独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度設計に与える影響について、具体的には、以下の2点についての考え方を整理した

- (α) 対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差止請求の可否
- (β) 侵害の予防請求の可否

(イ) 独占的ライセンスに基づく差止請求権について(α)及び(β)の請求を認めるべきか否かについて

独占的ライセンスに基づく差止請求権においては、(α)対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差止請求、及び(β)侵害の予防の請求を認めるべきと考えられる。

すなわち、(α)については、独占的ライセンスに基づく差止請求権の正当化根拠と連動すると考えられるところ、上記アで述べたとおり、独占的ライセンスに基づく差止請求権の正当化根拠については、③対抗制度による正当化を応用することが妥当と考えられることから、対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差止請求権を認めるべきということになると考えられる。

(β)については、不動産賃借権の侵害行為は通常は対象不動産の占有という一定程度継続的な行為によって行われるのに対し、独占的ライセンスの独占性を侵害する行為というのは、著作権の支分権対象行為であり、複製や翻案という継続性のない行為、上映や演奏といった一定の継続性がある行為であっても比較的短時間で終了する行為が多い。そのため、独占的ライセンスに基づく差止請求権においては、不動産賃借権に比して、侵害停止を求める場面よりも侵害予防を求める場面が非常に多いと考えられ、独占的ライセンスに基づく差止請求を

行う場面としては侵害予防請求を行う場面が主たる場面として想定されることからすると、侵害予防請求を認めるべきであると考えられる。

(ウ) 民法第605条の4との整合性について

独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度設計において、(α)及び(β)のいずれの請求も認める場合の民法第605条の4との整合性については以下のように考えられる。

(α)については、民法第605条の4の立法時の議論において、不動産賃借人による不法占拠者等に対する妨害排除等請求の要件として対抗要件の具備が要求されないという考え方を採用できるか否かは解釈に委ねられる旨が確認されており³⁵、必ずしもこの考え方を排斥しているわけではないと考えられる。そのため、著作権等に係る独占的ライセンスに基づく差止請求権において、対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差止請求を認めることが民法第605条の4の規定における考え方に整合しないというわけではないと考えられる。

(β)については、民法第605条の4の立法時の議論において、「賃借権に基づく妨害予防請求権(民法第199条参照)については、これを認める判例がない上、債権である賃借権に基づいて物権的な請求権が認められるのは飽くまで例外的なものであることから、妨害予防請求権まで認める必要はないと考えられる」³⁶とされている。しかし、判例がないという点については、今回の議論との関係でいうと、そもそも独占的ライセンシー固有の差止請求権自体、解釈によってこれを認める裁判例がなかったところであり、侵害の予防請求を独占的ライセンシーに認めてよいか否かという点について、判例がないということが何らかし唆を与えるものではなく、これが立法措置により独占的ライセンシーに侵害予防請求を認めるか否かの判断に影響を及ぼすものではないと考えられる。また、賃借権が債権であることから論理必然的に妨害予防請求権が否定されるものでもないと思われ³⁷、さらに、上記(イ)で述べたように不動産賃借権の侵害行為と著作権等に係る独占的ライセンスの侵害行為には一定の違いが認められるところ、民法第605条の4の立法時の上記の議論も、後者のような侵害の予防請求を認める必要性が高いような場合に侵害予防請求を認めることまで否定する趣旨ではないと考えられる。

以上からすると、著作権等に係る独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度設計にあたって、(α)及び(β)の請求を認める前提で制度設計をすることが民法第605条の4の規定における考え方と必ずしも齟齬するものではないと考えることができる。

(エ) まとめ

以上のとおり、著作権等に係る独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度設計にあたっては、(α)及び(β)の請求を認める前提で制度設計を行うべき

³⁵ 法制審議会民法(債権関係)第94回会議議事録15～16頁〔山本敬三・筒井健夫・鎌田薫発言〕

³⁶ 法制審議会民法(債権関係)部会資料69A51頁

³⁷ 調査研究121頁の注379参照

であり、そのことは民法第605条の4の規定における考え方と必ずしも齟齬するものではない。

ただし、仮に(α)及び(β)のいずれも認める前提で制度設計をするとした場合に、民法第605条の4の規定とは異なる規定の仕方が可能か、については法制的な観点から別途検討が必要になるものと考えられる。

エ 完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスを区別すべきか³⁸

独占的ライセンスに基づく差止請求権が認められるとしても、完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスとで、差止請求権が認められる範囲に違いがあるかという点について、検討を行った。この点については、ワーキングチームにおいて、以下の二つの考え方が有り得るのではないかという意見があった。

(ア) 制度上、対象となる独占的ライセンスを完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスの二つの類型に区別する考え方

まず、一つ目の考え方として、独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度において、対象となる独占的ライセンスを完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスの二つの類型に区別することを前提に、以下のように考えるものが有り得る³⁹。

第1に、不完全独占的ライセンスでは、完全独占的ライセンスとは異なり、著作権者自身の利用は禁じられない。したがって、不完全独占的ライセンシーは、完全独占的ライセンシーとは異なり、その対抗力を備えたとしても、著作権を譲り受けた者に対しては、差止請求をすることができない。

第2に、二重独占的ライセンシーと非独占的ライセンシーに対しては、不完全独占的ライセンシーも、完全独占的ライセンシーと同じように、その対抗力を備えたときは、差止請求をすることができると考えられる。なぜなら、完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスとの違いは、著作権者自身の利用が禁じられるかどうかにはしかないからである。言い換えれば、不完全独占的ライセンシーであっても、完全独占的ライセンシーと同じように、その対抗力を備えたときは、著作権者以外の者の利用を禁じることができるとは変わらないと考えられる。

第3に、これと同一の論理により、不完全独占的ライセンシーも、完全独占的ライセンシーと同じように、不法利用者に対して、差止請求をすることができる

³⁸ 令和元年度審議経過報告書6頁の用語の整理に従えば、「完全独占的ライセンス」とは、①ライセンサーが当該ライセンス契約で付与したライセンスの範囲と重複するライセンスを他の者には付与しない、という内容の合意(独占性の合意)に加え、②ライセンサー自身、当該ライセンスの範囲では当該著作物を利用しないこと、という合意がなされている債権的な独占的ライセンスをいい、「不完全独占的ライセンス」とは、①の独占性の合意がなされているものの、②の合意がなされていない債権的な独占的ライセンスをいうことになる。

³⁹ 調査研究119頁

とみるべきである。そのために対抗力を備える必要があるかどうかは、差止請求権をどのように正当化するかによることとなる（上記ア参照）。

つまり、完全独占的ライセンシーと不完全独占的ライセンシーとでは、著作権等の譲受人に対して差止請求をすることができるかどうかを除いて、差止請求権が認められる範囲に違いはないと考えられる。

（イ）制度上、対象となる独占的ライセンスを完全独占的ライセンスのみとする考え方

二つ目の考え方として、以下のような考え方が有り得る。

そもそも、制度上、対象となる独占的ライセンスについて不完全独占的ライセンスという類型を設ける必要はなく、制度としては、完全独占的ライセンスのみが対象となるようにしておき、不完全独占的ライセンスと同じことを実現するためには、独占的ライセンシーのほうから著作権者等に対してライセンスバックするということが考えられる。この場合は、著作権者等がライセンスバックにより有する利用権は、独占的ライセンシーに無断で譲渡することができないため、独占的ライセンシーは、対譲受人との関係で必ずしも独占的ライセンシーが差止請求権を行使できなくなるわけではない。

すなわち、一般に不完全独占的ライセンスと呼ばれている独占的ライセンスは、法的には、独占的ライセンシーに完全独占的ライセンスが付与された上で、著作権者等にライセンスバックされているものと解釈され、独占的ライセンシーが著作権等の譲受人に対し、差止請求権を行使できるか否かは、当該ライセンスバックに係る利用権が当該譲受人に承継されるか否かにかからしめられることになる。

なお、仮に、著作権者等において、著作権等の譲渡に付随して、常にライセンスバックにより取得した利用権も著作権等の譲受人に移転させたいということであれば、あらかじめ、独占的ライセンス契約において、独占的ライセンシーから当該利用権の移転に関する承諾を得ておくことで手当てすることが可能である。

（ウ）まとめ

以上の二つの考え方の違いについては、ワーキングチームでは、そもそも独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度において保護対象とする独占的ライセンスの独占性の内容をどのように捉えるのか

という問題と関連するとの意見があった⁴⁰。

この点、令和元年度のワーキングチームで整理したとおり、従前、独占的ライセンスの独占性の合意の中身については著作権者等が付与したライセンスの範囲と重複するライセンスを他の者には付与しない、ということだけであり、著作権者等が当該ライセンスの範囲では自ら当該著作物を利用することを禁止するか否かはそれとは別個の合意として捉えて議論を進めてきたところであるが、上記（イ）の考え方においては、著作権者等が付与したライセンスと重複するライセンスを他人の者には付与しないという合意に加え、著作権者等が当該ライセンスの範囲で自ら当該著作物を利用することを禁止する合意がなされている完全独占的ライセンスのみ⁴¹を独占的ライセンスの対抗制度や独占的ライセンスに基づく差止請求権の制度の対象とすることになる。

保護対象とする独占的ライセンスの独占性の内容については、下記カやキの問題とも関連すると考えられるところ、完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスとを区別すべきか、という問題については、それらの諸問題と併せて整合的に説明可能かという観点も踏まえて、以上の二つの考え方にも留意しつつ、適切な整理がなされることが望まれる。

オ 施行日前に設定された独占的ライセンスを保護対象にすることの要否・可否

・第3回のワーキングチームにおける議論を踏まえて整理。

⁴⁰ より具体的には、（ア）と（イ）の考え方の違いは、不完全独占的ライセンスとして想定しているものの違いによるものと思われる。すなわち、（ア）の考え方においては、一般に不完全独占的ライセンス契約と呼ばれているものについて、「著作権者等」という属性を有する者による著作物の利用に限っては認める趣旨の契約だと捉え、独占的ライセンシーが有する独占性の内容として「著作権者等」の利用を禁止するということまでは含まれていないと考えるため、その「著作権者等」という属性が著作権等の譲渡によって、譲受人に承継されれば、独占的ライセンシーは、当該譲受人に対し、独占性を対抗し、差止請求を行うことはできないことになる。他方、（イ）の考え方においては、一般に不完全独占的ライセンス契約と呼ばれているものについて、あくまで独占的ライセンス契約の当事者であるライセンサーの利用に限って認める趣旨の契約だと捉え、「著作権者等」という属性とは紐づけて考えないため、独占性の内容としては「著作権者等」の利用を禁止するということまで含まれているが、当該ライセンサーについてはライセンスバックという形で独占的ライセンシーから利用権が設定されていると考えることになる。そのため、

（イ）の考え方においては、「著作権者等」という属性が著作権等の譲渡によって譲受人に承継されたとしても、当然に当該ライセンサーが有する利用権が当該譲受人に承継されるわけではないため、独占的ライセンシーは、当該譲受人に対し、独占性を対抗し、差止請求を行うことができなくなるわけではないと考えることになる。いずれにしても、この問題は、そもそも当事者が独占的ライセンス契約を行うにあたってどのような合意を行っているのか、そして、その合意が導入される制度との関係でどのように評価できるのかといった観点で整理されるべき問題と考えられる。

⁴¹ 上記（イ）で述べたとおり、（イ）の考え方においては、一般に不完全独占的ライセンスと呼ばれている独占的ライセンスは、法的には、独占的ライセンシーに完全独占的ライセンスが付与された上で、著作権者等にライセンスバックされているものと解釈されるものと思われる。

カ 複数人による独占的な利用を認めるライセンス契約の取扱い

- ・第3回のワーキングチームにおける議論を踏まえて整理。

キ 独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーの取扱い

- ・第3回のワーキングチームにおける議論を踏まえて整理。

ク 特許法その他の知的財産権法との関係

- ・第3回のワーキングチームにおける議論を踏まえて整理。

ケ 差止めの範囲

- ・第3回のワーキングチームにおける議論を踏まえて整理。

(3) まとめ

- ・全体の議論を通じたまとめを記載予定。

以上